議案第62号

新居浜市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市支所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市支所設置条例の一部を改正する条例

新居浜市支所設置条例(昭和35年条例第24号)の一部を次のように改正する。 第1条中「次の支所を置く」を「支所を設置する」に改め、同条各号を削る。 第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。 (名称、位置及び所管区域)

第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
新居浜市別子山支所	新居浜市別子山甲347番地の1	別子山地区

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
 - (新居浜市公告式条例の一部改正)
- 2 新居浜市公告式条例 (昭和 2 5 年条例第 1 2 号) の一部を次のように改正する。 別表新居浜市川東支所掲示場の項及び新居浜市上部支所掲示場の項を削る。

提案理由

新居浜市川東支所及び新居浜市上部支所を令和7年3月31日限り廃止するため、本 案を提出する。